〇岐阜県屋外広告物条例による公共的団体並びに施設及び物件の指定 昭和三十九年十二月二十八日告示第七百十号

岐阜県屋外広告物条例(昭和三十九年岐阜県条例第四十七号)第八条第一項第三号の施設及び物件並びに同条第七項の公共的団体を次のとおり指定し、昭和四十年一月一日から実施する。

- 条例第八条第一項第三号の施設及び物件 アーケード、街灯柱及び公園施設
- 二 条例第八条第七項の公共的団体

岐阜県交通安全協会、各地区交通安全協会、独立行政法人通則法(平成十一年法律 第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成十五年法律第 百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人及び地方独立行政法人法(平成十五年 法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人

前 文(抄)(昭和四十四年三月二十八日告示第二百四十一号) 昭和四十四年四月一日から施行する。

前 文(抄)(昭和五十四年三月二十二日告示第二百二十五号) 昭和五十四年四月一日から施行する。

前 文(抄)(平成七年十一月二十八日告示第六百四十一号) 平成八年一月一日から適用する。

前 文(抄)(平成九年十月二十九日告示第六百三十七号) 平成九年十月二十九日から適用する。

前 文(抄)(平成十六年十二月二十八日告示第九百七十七号) 平成十七年一月一日から適用する。

前 文(抄)(平成二十二年三月五日告示第百六十六号) 平成二十二年四月一日から適用する。